

**国立市教育センター条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 令和5年10月1日から小学校教育支援室、就学相談及び学校支援センターの機能を現在の国立市教育センターに移設することに伴い、新たに国立市総合教育センターとして各機能の窓口を一本化するため、条例の一部を改正するものである。

**国立市教育センター条例の一部を改正する条例案**

国立市教育センター条例（昭和58年12月国立市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立市総合教育センター条例

第1条中「国立市における教育相談及び学校教育に適応できない児童、生徒の指導を目的として、国立市教育センター」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、児童等の相談支援、教職員の資質向上を図るための支援、国立市立学校の教育活動に係る支援等を連携して行うため、国立市総合教育センター」に改める。

第2条第1号中「教育相談」の次に「及び就学相談」を加え、同条第2号

中「学校教育に適応できない」を「学校生活に困難を抱える」に、「指導」を「支援」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教職員の資質の向上及び国立市立学校の教育活動に係る支援に関すること。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで第4条の見出しを「(開館時間等)」に改め、同条第1項中「利用時間」を「開館時間」に、「午後4時」を「午後5時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

第4条第2項を次のように改める。

2 センターの利用時間は、委員会が別に定める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。